



自転車事故で高額賠償判決 5,000万円 事故当時、高校生に

自転車に背後から衝突され重い障害が残ったとして、元看護師の女性(57)が運転していた当時高校生の女性(19)と父親に計約5,700万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が11月25日に横浜地裁であり、女性に約5,000万円の支払を命じた。

原告代理人によると、自転車と歩行者の事故をめぐる判決では異例の賠償額。判決理由で裁判官は、「被告女性は携帯電話に気を取られ、前方に注意を欠いたまま進行した。」とした。原告側は自転車を買った父親にも賠償責任があると主張したが、裁判官は「被告の女性は高校生で、判断能力に欠ける点はなかった。」として退けた。

判決によると、元看護師の女性は2002年9月4日午後7時過ぎ、路上を歩行中、帰宅途中だった被告女性の無灯火の自転車に背後から衝突され、首などにけがを負った。女性は手足にしびれが残って歩行困難になり、看護師の職を失った。

＜自転車事故：台数の伸びと事故の増加＞

国内の自転車保有台数は戦後一貫して増え、2004年には約8,600万台に上り(自転車産業振興協会推計)、1世帯に1.7台の計算だ。台数に比例して事故も増加。警察庁の調べによれば、警察に届けられた2004年の事故件数は前年比約6,000件増の約18万8,000件で、過去最高だった。

＜乗り方ひとつで“凶器”に変貌＞

自転車が歩行者をはねる事故の増加傾向が続いている。自転車対歩行者の事故は、ここ10年ほどの間に4.5倍に膨れ上がっており、歯止めが掛かっていない。歩道を猛スピードで走る暴走自転車、携帯電話やペットボトルを片手にした運転。手軽な乗り物の自転車も、乗り方次第で“走る凶器”に変貌する。事故を起した運転者は刑事、民事の両面で責任を問われたり、高額な賠償を背負い込むケースもある。

＜中高生 Vs. 高齢者＞

警察庁の統計によると、2004年に自転車に関係した事故は、18万1,845件。このうち、自転車対歩行者の事故は2,243件で、歩行者6人が死亡、2,045人が負傷した。ほとんどの事故は自転車側に過失があり、歩道上を含めて前方不注意や安全不確認、信号無視などの「暴走」が原因だった。自転車対歩行者の事故は、2000年から急増した。1999年の801件から一気に1,827件になり、以後は増加の一途をたどっている。事故急増の背景には、マナーの悪化、高齢者の増加があげられているが、自転車事故

に対する関心が高まり、事故として警察に届け出るケースが増えたことも要因とみられる。

＜刑事責任＞

自転車は道路交通法で「軽車両」とされ、車道通行が原則だ。しかし、車道での自転車事故が増えたため、法改正により1978年に「自転車通行可」の標識がある歩道での通行が認められた。

自転車の交通違反は軽く考えがちだが、罰則は基本的に自動車と同じだ。例えば、信号無視や一時停止違反をすると、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となる。歩道でも、「車道寄りを徐行」「歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止」が求められ、罰則規定がある。死亡事故を起すと刑法の重過失致死罪の適用もありうる。

＜高額な賠償事故例＞

「(社)日本損害保険協会」資料から事故例抜粋。

- ①下り坂を走行中にお年寄りに接触、死亡させた事故の賠償額 1,053万円。
- ②無灯火走行中、高齢女性に衝突。脳挫傷で死亡させた事故の賠償額 1,950万円。
- ③傘をさして走行中、T字路で自転車と衝突、大腿部骨折させた事故の賠償額 505万円。

交通事故の賠償問題に詳しい弁護士によれば、「自転車による事故も賠償額の計算方法は自動車事故と基本的に変わらない。被害者に重い後遺症があれば、1億円を超える可能性も考えられる」と警鐘を鳴らす。

＜自転車で事故に遭わないために＞

☆相手を早期に発見する。

- 左側通行を順守する。←右側通行では直前まで相手が見えない。
- カーブミラーを活用する。

☆自分を相手から早期に発見してもらう。

- 自分から相手が見えていても、相手から自分が見えているとは限らないことを認識する。
- 左側通行を順守する。←右側通行では直前まで相手から見えない。
- 明るい色の服装を着る、反射板を装着する。
- 薄暗時や夜間などにはライトを点灯する。
- 渋滞、停止車両の間の横断はしない。
- 歩道から車道へ進行する際は、一時停止、または、徐行をして後方の安全を確認する。

＜関連する保険＞ (賠償及び自身の傷害への備え)

- ジョイフルサポート (傷害総合補償保険特約付普通傷害保険、家族傷害保険、女性保険)、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険

詳しい保険の内容などは、下記の三井住友海上代理店、あるいは営業社員にお尋ね下さい。

